



2018年11月28日

各 位

会 社 名 シンメンテホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄
(コード番号：6086 東証マザーズ)
問い合わせ先 取 締 役 大崎 秀文
T E L 0 3 - 5 7 6 7 - 6 4 6 1

特定譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、当社子会社の従業員を対象に、特定譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社子会社の従業員（以下、「付与対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社グループの企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ります。また、付与対象者に付与される株式に譲渡制限期間を設定する事で、中長期的かつ継続的な勤務を促します。なお、本制度においては引き受けを希望する付与対象者に対してのみ株式を割り当てる予定です。

2. 本制度の概要

(1) 付与対象者に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき付与対象者に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、取締役会で決定します。

(2) 特定譲渡制限付株式の払込金額

本制度により付与対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、付与対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 金銭債権の支給及び現物出資

当社は、付与対象者に対し、発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭債権を支給し、付与対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

(4) 特定譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象者との間で、概要、以下の内容を含む特定譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 付与対象者は一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。

3. 本制度の導入時期

本制度の具体的な導入時期、支給金額、発行又は処分株式数、付与対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、2019年1月の当社取締役会において決定することを予定しております。

以 上